

別表第 2-6 重要文化財等

指定場所	禁止行為	解除承認の基準
建造物の内部	喫煙	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物品その他の易燃性の可燃物（注 1）を取り扱う場所の付近ではないこと。 2 専用の吸殻容器を設けること。 3 消火器（能力単位が A-3、B-7 以上とする。以下同じ。）を喫煙場所ごとに付加設置すること。 4 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 5 整理、清掃等の措置が講じられていること。
建造物の内部及び周囲	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 共通事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (2) 消火器を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (3) 関係者等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 2 火気使用設備器具等を使用するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 条例第 3 章において、可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保すること。 (3) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、1 日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体の燃料 5kg 以下であること。
	危険物品持込み	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器を付加設置すること。 2 関係者等による監視体制が講じられていること。 3 保管する場合は密栓、密閉、密封することとし、他の物品と隔離すること。 4 解除承認される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 50 分の 1 未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第 8 に定める数量の 50 分の 1 未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（<u>高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス（注 2）</u>に限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が 10kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。)

注 1 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類等の着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。

注 2 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法施行令第 2 条第 3 項第 8 号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスのことをいう。